



No.330  
2021年10月18日

# 江東区労働組合総連合

江東区労働組合総連合  
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20  
江東教育会館内  
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



会場いっぱいの「インボイス学習会」(21/09/28)

「インボイス」って聞いたことがあるか？労働者の皆さんには聞きなれない言葉です。しかし、中小零細業者（企業）に取っては死活問題です。そこで江東民主商工会が企画した「インボイスってなに―税金大学習会」に参加しました。会場は50人以上の参加者でいっぱい。  
講師は税理士の湖東京至さん。概略を紹介すると：インボイスとは「適格請求書」（あるいは適格領収書）を意味する言葉。23年10月1日から導入され、すべての課税事業者（年間売上1千万円超）に義務づけられます。そのために登録番号を税務署に申請してもらい必要も。免税（売上1千万以下）事業者はインボイスを発行する必要はないように見えますが、例えば売上500万円の居酒屋で会社が宴会を開き経費で落とすので「適格領収書」を発行してほ

しいと言われるからこまるので、結局免税事業者もみんな課税事業者（免税の放棄となり消費税を納めなくてはならなくなる：こんな制度です。これはフリーランスや個人タクシー運転手等個人事業主も課税事業者にならざるを得なくなる。その先には消費税の15%・20%な

## インボイス制度は消費税増税の引き金に！ 立憲野党の勝利で増税ストップを 江東民商が学習会

どの大増税（インボイスは欧米の高税率のための制度）が待っているという訳。消費税5%程度ならば必要ないの、選挙で立憲野党が勝利して、消費税5%減税とセットでインボイスは中止・廃止の運動が大切ですね。



昨年の地域労組こうとう大会から (20/09/26)

地域労組こうとう（コミュニティユニオン東京加盟）ができて12年の月日が流れまし

## 地域労組こうとう 3000人超え 駆け込み寺 から居場所に

た。増え続ける労働相談に対応、「江東からひとりぼっちの労働者をなくそう」のスローガンで活動してきました。組合員は結成当初の31名から10倍の現在305名になりました。「解雇」「雇止め」「残業代未払い」と言った相談：最近で一番多い相談は「ハラスメント」「職場の人間関係の悩み」その結果、体調を崩してメンタルヘルス不調（うつ状態や適応障害と言った診断を受ける）になってしまいう相談が急増しています。昨年来的コロナ禍の中で相談が増えました。「休業手当を

支払ってもらえない、雇止めされた。」「生活が出来ない」等の相談に添えてきました。シフト制のパート労働者の休業手当問題では厚生労働省と直接、ヒアリングを行い、コロナ禍の中の支給対象を広げるなどの成果も。  
地域労組こうとうの特徴の一つはバラバラで加入してきた仲間の交流を大切にできたことです。今はコロナ禍で十分な交流企画は開催できていませんが、ハガキニュースを発行したり、月一回の交流会を開催したり、時には野外レクなどを行ってきました。個人加入のユニオンは出入り自由、問題解決したら「さよなら」する人もいますが、今は「居場所」として組合活動に参加する人も増えているのが特徴です。

### 江東区労連からのお知らせ

- 第13回江東なんでも相談会
  - 日時…11月3日（祝）13：30-16：00
  - 会場…江東区産業会館
  - 様々な相談、フードバンクも
- 第195回9の日宣伝行動
  - 日時…11月9日（火）
  - 場所…東大島・東陽町（7：30-）  
西大島・木場・辰巳・新木場（8：00-）
- 江東区労連第39回秋の学習と交流のつどい
  - 日時…11月29日（月）18：00 受付  
18：30 開会～20：30
  - 会場…江東区文化センター第1・2研修室
  - テーマ『人間らしく生き働くために』=働くルールのある方を考える=  
～パート・派遣・フリーランス等々が増える中で。
  - 講師…青龍美和子さん（弁護士）
- 地域労組こうとう第13回定期大会
  - 日時…12月 4日（土）15：30 受付  
16：00 開会～17：30 閉会
  - 交流…17：30～19：00 お弁当を出します。  
(感染防止策を取って行います)
  - 会場…東京土建江東支部会館4F 会議室

# 新しい政治で実現しよう！ 安心して働き続けられる社会へ！

10月19日公示、31日投票で総選挙が行われます。江東区労連はコロナ禍で多くの非正規労働者が路頭に迷い、中小零細企業が経営が困難になる中で、「休業自粛」と「補償」はセットで行うようとりくみをすすめてきました。しかし自公政権は自助・共助・公助を唱え、自己責任を多くの国民に押し付けました。オリパラの強行は第5次感染拡大をまねき、貴重な命が失われました。江東区労連は大会で決定された労働者国民の命と暮らし・安定した雇用を守るために、憲法を守り、生かし、平和と民主主義を守る政治の実現を掲げています。

総選挙を闘うにあたり、江東区労連は、その規約前文で『江東区労働組合総連合は、組合民主主義を何よりも大切に、「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求に基づく行動の統一」の三原則に基づいて運営され、組合員の政党支持、政治活動の自由を守り、活動する。』とあります。江東区労連はこの規約に基づいて活動します。

選挙に行くことは声を上げること、政治を変えることに直接つながります。この間の国政選挙は5割を下回る低い投票率でした。政治への不満が無関心にならないようにすべての有権者が投票に行くように各労働組合はとりくみを強めましょう。

市民連合が立憲野党（立民・共産・社民・れいわ）と結んだ総選挙での「野党共通政策」は江東区労連が大会で決定した運動方針に合致するものです。ぜひその実現のために闘うことをよびかけます。

【市民連合と野党4党（立民・共産・社民・れいわ）が合意した共通政策】（抄）

## 1. 憲法に基づく政治の回復

- ・安保法制、特定機密保護法、共謀罪の違憲部分の廃止、コロナに乗じた憲法改悪に反対する。
- ・核兵器禁止条約の批准をめざし、まずは締約国会議へのオブザーバー参加に向け努力する。
- ・地元合意もなく沖縄辺野古での新基地建設を中止する。

## 2. 科学的知見に基づく新型コロナウイルス対策の強化

- ・医療費削減政策を転換し、医療・公衆衛生の整備、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの待遇改善、コロナ禍における倒産、失業で打撃を受けた人や企業を救うための財政支援。

## 3. 格差と貧困を是正する

- ・最低賃金の引き上げ、非正規雇用、フリーランスの処遇改善、ワーキングプアをなくす、住宅、教育、医療、保育、介護について公的支援を拡充し子育て世代や若者への社会投資の充実を図る、所得、法人、資産の税制、社会保険料負担を見直し、消費税減税を行い、富裕層の負担を強化するなど公平な税制の実現。

## 4. 地球環境を守るエネルギー転換と地域分散型経済システムへの移行

- ・再生可能エネルギーの拡充により、石炭火力から脱却し、原発のない脱炭素社会を追求する。
- ・自然災害から命と暮らしを守る政治の実現。
- ・農林水産業への支援を強め、食料安全保障を確保する。

## 5. ジェンダー視点に基づいた自由で公平な社会の実現

- ・ジェンダー、人種、年齢、障がいなどによる差別を許さないために選択的夫婦別性制度やLGBT平等法などを成立させるとともに、女性に対する性暴力根絶に向けた法整備を進める。

## 6. 権力私物化許さず、公平で透明な行政を実現する

- ・森友・加計問題、桜を見る会疑惑など、安倍・菅政権下で起きた権力私物化の疑惑について真相究明、日本学術会議の会員を同会議の推薦通りに任命する。

# 最賃周知宣伝行動

## 10月から1041円に

東京地評東部ブロック（東部地区7区労連）は10月2日、錦糸町駅南口で「最賃周知宣伝行動」を行い、5つの区労連から24名が参加して650部のチラシを配布しました。

昨年据え置かれた最低賃金が今年はいくつ上がるか、国民の声に押されて28円上がり、全国平均930円に。

東京都は1041円になりました。東部の地域労連の仲間が手に手にマイクをにぎり、東京の最賃が1041円になったこと、全国47都道府県で最賃のランクが異なり、一番低い沖縄県と高知県の820円では221円も差があることなどを訴えました。

また全労連が実施した生

計費調査では、どの都道府県でも一か月あたりの必要な生計費は25万円前後（単身20代）であり、時間あたり1500円前後となり、全国一律1500円は必要だと訴えました。

## トピックス

江東区労連は9月28日、第4次組織化宣伝行動を2駅で行い3労組15名が参加、610部のチラシを配布

江東区労連第4次組織化宣伝など

江東区労連未組織対策委員会も10月4日、東陽町駅東口でホットライン宣伝を行い150部配布しました。

## 加盟労組の大会から

★不ニタクシー労組第63回定期大会（9月20日）

委員長 小山 登さん  
書記長 福田 広明さん  
★江東区職労第70回定期大会（10月7日）  
委員長 山本民子さん  
書記長 中村 隆さん

# 労働相談の窓口から

最近では労働基準法違反で労働基準監督署に申告したり、メンタルヘルス関係で労働の申請する案件も増えています。

担当者は「あくまで学校側からの意向。他の仕事なら紹介」。次月のシフトが決まっていたところ、使用者側の都合で業務不能になったとの事で労基法26条に基づく休業手当未払いで労基署に申告した。請負・委任業務と言いつつ時間管理されていること、代替性が認められない、労働時間に見合っただけの賃金（報酬という名）が支払われていることなどを考えると、「労働者」（労働基準法）であると考えた。

■賃金未払い（HP・女性・パート）  
警備会社の元役員。6月に解任され、同じ会社で警備員としてパート。6月と7月の賃金未払い状態が続いている。社長はお金を使いつつ、社長の指示で降の賃金は支払っているが、団交以前の賃金未払い。請求行為をしたが全く支払ってこない。事業所の管轄の労基署へ申告した。

■仕事打ち切り（区内団体紹介・男性・請負）  
某区シルバー人材センターに登録して学校の施設管理の仕事をしてきた。ある日シフトを間違えて遅刻したところ、学校側から2回遅刻したので、来なくてよいと打ち切りに。組合として団交申入れを行った際に対応した

## 働くルールミニ学習

- 『労働者』とは…
- ・労働基準法第9条『この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。』
  - ・「労働者」の判断は…  
一人親方、外務員、音楽家など「業務委託」「請負」という名称で働く人は多数いますが、その人が「労働者」にあたるかは働き方の実態で判断されます。
  - ・「労働者」の判断基準は…
- ①使用従属性に関する基準  
仕事の依頼、業務の指示等に対する諾否の自由の有  無   
業務遂行上の指揮監督の有  無   
拘束性の有  無   
代替性の有  無
- ②報酬の労務対償性の有  無   
③機械・器具の負担関係の有  無   
 で困んだ方⇒労働者性が強い